

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年3月31日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 田野口 浩太
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期	第6期	第7期
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	500,028	579,196	589,144
経常損失(△)	(千円)	△212,981	△94,531	△89,690
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△265,304	△95,660	△90,669
包括利益	(千円)	△265,994	△95,976	△90,669
純資産額	(千円)	△142,057	△238,112	△328,781
総資産額	(千円)	351,186	286,158	160,038
1株当たり純資産額	(円)	△88.20	△147.26	△203.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△177.10	△59.06	△55.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	△40.7	△83.3	△205.7
自己資本利益率	(%)	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△149,277	△62,685	△13,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△22,987	7,610	△350
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	134,628	△29,452	△32,352
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	187,951	103,424	57,237
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	23〔44〕	19〔41〕	16〔35〕

(注) 1. 自己資本利益率については、期中平均自己資本額がマイナスであるため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は2018年2月23日に設立をし、以来「プロスポーツビジネスの新しい循環型モデルの創出」のために、「卓球を中心としたプロスポーツ×沖縄」にさらに掛け合わせを行い、「プロスポーツ×沖縄×飲食」、「プロスポーツ×沖縄×マーケティング」などの領域での事業展開を行っております。

当社グループに係る経緯は、次の通りであります。

年 月	概 要
2018年2月	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社〔資本金100万円〕を設立
2018年3月	琉球アスティーダ（卓球チーム）を発足し、スポーツ関連事業を開始 沖縄県那覇市に「バルコラボ TAKKYU バル」奥武山公園店を出店し、飲食事業を開始
2018年10月	Tリーグ（※）開幕
2019年5月	琉球アスティーダ卓球スクール事業を開始
2019年7月	琉球アスティーダ卓球通販サイトをオープン
2019年7月	沖縄県中城村にスポーツ観戦レストラン、「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店を出店
2019年9月	事業を譲り受け、沖縄県中城村に「いちやりばコラボ」北谷店、沖縄県宜野湾市に「バルコラボ肉バル」沖国大前店の2店舗を営業開始
2020年1月	事業を譲り受け、沖縄県那覇市にて「バルコラボ」那覇新都心店、「MEAT&PIZZA」バルコラボ那覇天久店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店、「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店の4店舗を営業開始
2020年7月	飲食事業のフランチャイズ展開を開始 沖縄県那覇市にてフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を営業開始
2020年10月	沖縄県中城村にてフランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を営業開始
2020年11月	沖縄県那覇市に「バルコラボ」県庁前店を出店
2020年12月	沖縄県浦添市にフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」浦添市役所前店、沖縄県恩納村にフランチャイズ店舗「バルコラボ オーシャンテラス」真栄田岬店を営業開始
2021年2月	Tリーグ2020-2021シーズン プレーオフ ファイナル（男子）で初優勝
2021年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2021年4月	九州アスティーダ株式会社（現・連結子会社）を設立 福岡県を本拠地とする女子卓球チームとして、2021-2022シーズンよりTリーグに参戦
2021年5月	沖縄県那覇市に、お土産店「アスティーダショップ」を出店
2021年8月	アスティーダマーケティング株式会社を設立
2021年9月	AMG株式会社を設立
2021年12月	第1回アスティーダフェスを開催 「スポーツ！音楽！食！最高のエンターテインメントを！」をテーマにした「アスティーダフェスティバル2021-2022」を沖縄アリーナで開催
2022年3月	ナッジ株式会社（本社：東京都千代田区）より、次世代型クレジットカード「Nudge（ナッジ）」において、「琉球アスティーダ」クラブ、「九州アスティーダ」クラブ、「バルコラボ」クラブのクレジットカードを発行
2022年4月	「バルコラボ琉球肉バル」那覇国際通り店を、「29 on」那覇国際通り店に店名変更
2022年6月	沖縄県中城村にフランチャイズ店舗「バルコラボ」グランデ中城店を営業開始
2022年7月	フランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル」美栄橋駅前店を閉店

年 月	概 要
2022年9月	フランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ」北谷国体道路店を閉店
2022年9月	お土産店「アスティーダショップ」を閉店
2022年10月	「29 on」那覇国際通り店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店を閉店
2022年11月	「バルコラボ TAKKYU バル」奥武山公園店を閉店
2023年1月	「コラボキッチン」イオンモール沖縄ライカム店を閉店
2023年3月	Tリーグ 2023-2024 シーズン プレーオフ ファイナル（男子）で優勝
2023年4月	秋田県秋田市にフランチャイズ店舗「meat & beer バルコラボ」秋田大町店を営業開始
2023年5月	会員制経営者コミュニティサロン「アスティーダサロン」事業を開始

※「Tリーグ」とは、日本の卓球を世界に向けより強いものに、また身近なものにするために2017年に一般社団法人Tリーグが発足し、2018年10月から1stシーズンが開幕した日本の新しいプロ卓球リーグであります。

2016年12月に日本卓球協会による将来のプロ化を視野に入れた2018年発足の新リーグ構想ができ、2017年4月に運営法人となる「一般社団法人Tリーグ」が設立されました。現理事長にはTリーグ理事を務めていた坂井一也氏が就任しております。

Tリーグには男子6チーム、女子は6チームが所属しています。（所属チームは下記の表を参照）

■男子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
T.T彩たま	埼玉県	2018年
木下マイスター東京	東京都	2018年
岡山リベッツ	岡山県	2018年
琉球アスティーダ	沖縄県	2018年
静岡ジェード	静岡県	2023年
金沢ポート	石川県	2023年

※「琉球アスティーダ」は2018年より加盟しております。

■女子

クラブ名	ホームタウン	加盟年度
木下アビエル神奈川	神奈川県	2018年
トップおとめピンポンズ名古屋	愛知県	2018年
日本生命レッドエルフ	大阪府	2018年
日本ペイントマレッツ	大阪府	2018年
九州アスティーダ	福岡県	2021年
京都カグヤライズ	京都府	2022年

※「九州アスティーダ」は2021年より加盟しております。

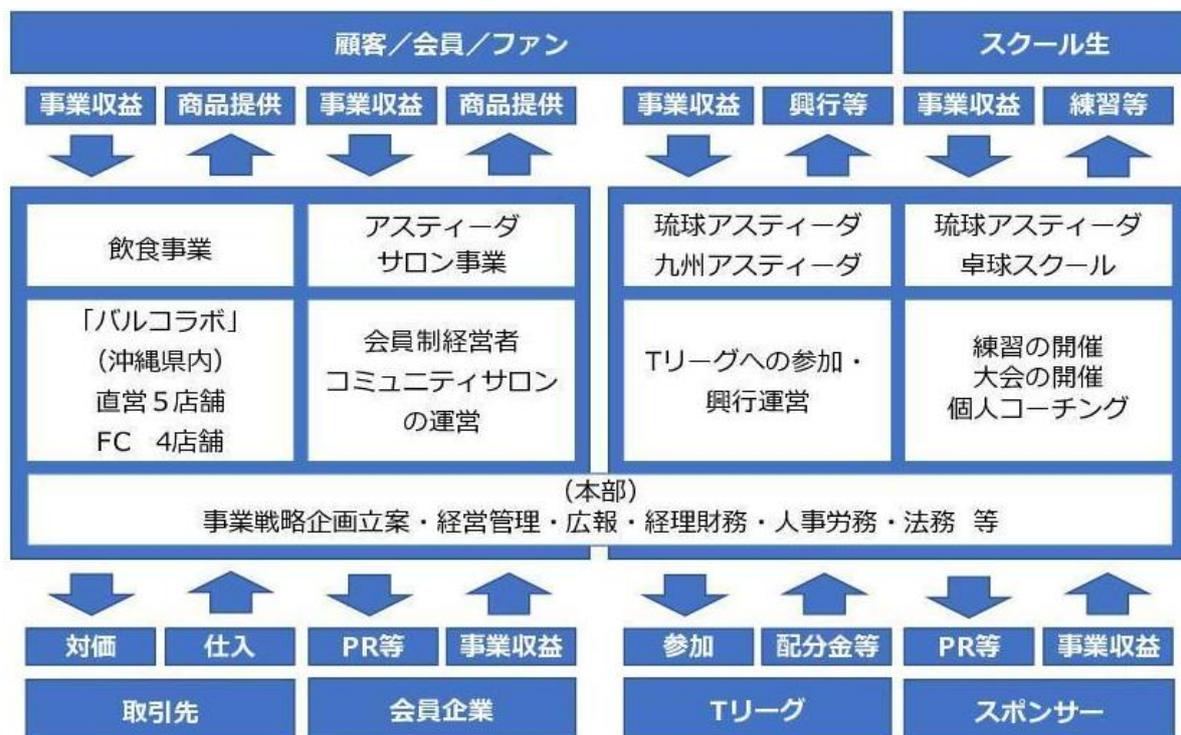
3 【事業の内容】

当社グループは、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」「ONE九州」をスローガンに、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。

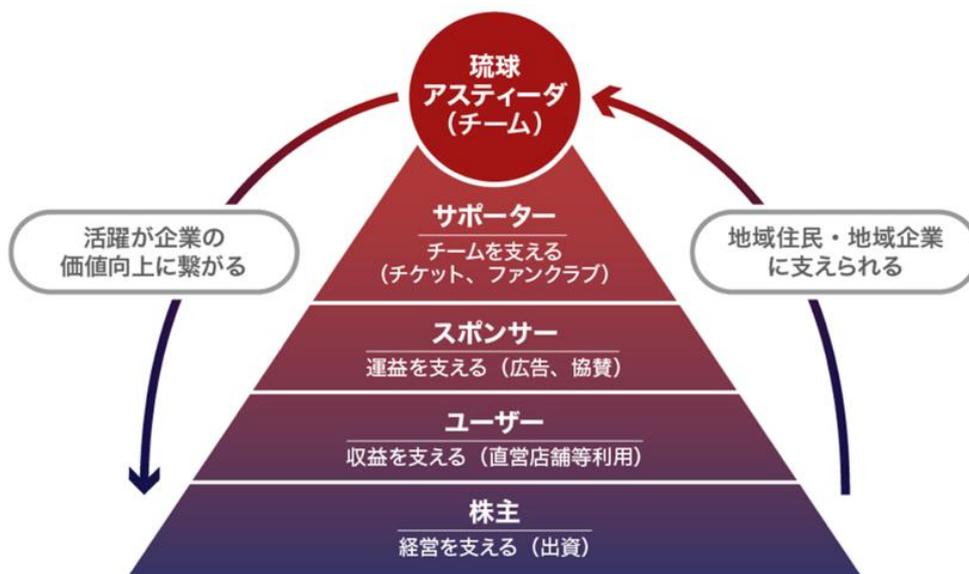
私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄や九州の子どもたちがスポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場をつくり、そして、琉球アスティード及び九州アスティードが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。さらに、2023年5月より、会員制経営者コミュニティサロン「アスティードサロン」の運営を開始しております。これにより、スポーツを軸とした新たな価値の創造をしております。これらの取り組みを通じて、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を私たちは継続してまいります。

当社グループのビジネスモデルは、スポンサー収入のみに頼った従来のスポーツクラブ経営ではなく、飲食事業や卓球用品販売、卓球教室、コミュニティサロン事業など相乗効果のある事業展開を行っております。

(事業系統図)



(ビジネスモデルイメージ図：琉球アスティーダの例)



当社グループの事業は、スポーツ関連事業、飲食事業、アスティーダサロン事業に分けられます。

スポーツ関連事業は、主に卓球事業となります。卓球事業は、スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、Tリーグ配分金などがあります。飲食事業は、沖縄県内を中心にバル形態の飲食店舗(直営店5店舗、フランチャイズ店舗4店舗)を展開しております。アスティーダサロン事業は、経営者同士の繋がる出会いと学びの場を提供する会員制経営者コミュニティサロンの運営を行っております。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業 (スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等)、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの会費収入

(1) スポーツ関連事業

1. スポンサー収入

スポンサー収入は、チーム運営を行うために使用されており、スポーツ関連事業の売上の約78.5%を占めています。2024年12月末時点でスポンサーとしてご契約いただいている企業は国内合わせて86社あります。また、年間を通じてご契約いただいている企業のほか、主に開催地域におけるチームホーム戦にてマッチスポンサープランでのご契約もあり、チーム運営の主な財源となっております。なお、当社グループが提供している年間スポンサーの種別は下記の通りです。

【年間スポンサーの種別について】

スポンサーには露出の度合いに応じて、トップスポンサー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルパートナーの3種類があります。

トップスポンサーは、ユニフォームやウォームアップウェアへ社名を掲載し、U-NEXT・Amazon PrimeVideoでのライブ放送で映るなど一番露出が多くなるスポンサーです。その他にも、呼称権・集団肖像権の使用やホームゲーム会場内での社名掲載などオフィシャルスポンサーと同様のプランも提供しています。

オフィシャルスポンサーは、呼称権・集団肖像権の使用やチームエンブレム・ロゴの使用、ホームゲーム会場内での社名掲載、琉球アスティーダのホームページでのロゴ掲出等のPR効果があるスポンサーです。

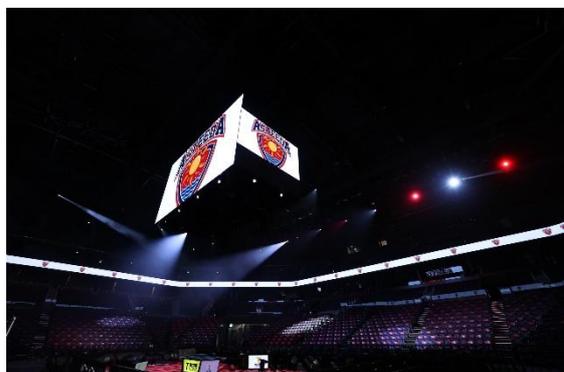
オフィシャルパートナーは、琉球アスティーダのホームページでのロゴの掲出や、ホームゲーム会場内での社名掲載、チケット提供、卓球バルの優待券を提供しているスポンサーです。

詳細は、下記の通りです。

スポンサー区分	メニュー
トップスポンサー	ユニフォームへの社名掲載 ウォームアップウェアへの社名掲載 下記、オフィシャルスポンサーの権利全て
オフィシャルスポンサー	呼称権・集団肖像権の使用 チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板 ホームゲーム会場内横断幕 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴの掲出 ホームゲーム会場サンプリング レセプションパーティ参加 ホームゲームチケット活用（アリーナ席）
オフィシャルパートナー	チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内 LED 看板の掲出 ホームゲーム会場内横断幕の掲出 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載 琉球アスティーダ・ホームページでのロゴ掲出 チケット提供（アリーナ席ご招待） チケット提供（自由席） 卓球バル優待券 ファンミーティングご招待 チームポスター進呈

2. Tリーグ配分金

Tリーグ配分金にはプロ卓球リーグのTリーグに参戦し、興行を行うことで一般社団法人Tリーグが得られた収入の一部が平等にチームに還元される基礎配分金や、レギュラーシーズンの順位に応じて得られる順位連動型配分金などがあります。



試合会場



試合の様子

3. 卓球教室収入

卓球教室収入は、沖縄県中城村に卓球教室を運営しております。次世代の選手を育てる場、及び地域住民の健康を支える場となっており、グッズ売り場を併設しております。

4. グッズ収入

グッズ収入にはアスティーダチームグッズ収入と卓球用品収入があります。アスティーダのユニフォームやタオル等の公認グッズ及び卓球プレイヤーが使用するラバーやシューズ、ユニフォーム等を販売しております。販売は主に卓球教室、通販ストア及び試合会場で行なっております。

5. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入にはファンクラブ会費とオンラインサロン会費があります。ファンクラブには個人会員・法人会員があり、加入すると選手との交流イベント、チケット割引販売、オリジナルグッズプレゼント、飲食店での割引サービスなどの特典があります。

オンラインサロンに加入すると、琉球アスティーダオフィシャル Facebook グループに入ることができます。サロンメンバー限定の選手からのコメントや動画配信、オフ会参加、またチーム運営への提言など運営に関わることができます。

6. チケット収入

チケット収入とは、Tリーグのホームゲームで当社グループが販売したチケットの売上になります。2024-2025 シーズンは全体の試合数が 25 試合あり、そのうちホームゲームが 13 試合あります。

チケットの種類はコートサイド 10,000 円、アリーナ席 8,000 円、2階席大人 2,000 円、高校生以下 1,000 円などがあります。

7. クラブトークン収入

クラブトークンとは、ブロックチェーン技術を利用したチームへの応援の「しるし」や「証」の役割を果たすデジタル上のアイテムで、オンライン上でのファンサービス・クラブ応援ツールとして展開されています。株式会社フィナンシェ(東京都渋谷区)と業務提携し、クラブトークンの販売によるチームの収益化、ファンコミュニティの強化、新しいファンの獲得、既存ファンに対する体験価値の強化等を目指しています。

8. その他

その他に YouTube チャンネルからの広告収入、アスティーダフェスによる出展料収入などがあります。

(2) 飲食事業

沖縄県那覇市を中心に直営店として、「いちやりばコラボ」北谷店、「バルコラボ肉バル」沖国大前店、「バルコラボ」那覇新都心店、「MEAT&PIZZA バルコラボ」那覇天久店、「バルコラボ」県庁前店の5店舗を運営しております。

また、フランチャイズ店として、「バルコラボ 肉バル」浦添市役所前店、「バルコラボ オーシャンテラス」真栄田岬店、「バルコラボ」グランデ中城店、「バルコラボ」秋田大町店の4店舗を、現在、展開しております。



「バルコラボ」那覇新都心店



「いちやりばコラボ」北谷店

(3) アスティーダサロン事業

東京、大阪、名古屋、福岡を拠点に、スポーツを軸とした会員制の経営者コミュニティとして、勉強会や交流会を通じて、サロンメンバー同士が繋がる出会いと学びの場を提供しております。

アスティーダサロンの会費収入は、勉強会や交流会の運営を行うために使用しております。2024年12月末時点で会員としてご契約いただいている企業は約326社であります。

なお、当社グループが提供しているスポンサーの種別は下記の通りです。

【アスティーダサロンの種別について】

アスティーダサロン会費にはご提供するサービスや会員様の特性に応じて、スタンダードプラン、プレミアムプラン、エグゼクティブプランの3種類があります。

詳細は、下記の通りです。

【アスティーダサロンの種別】

区分	内容
スタンダードプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会または勉強会（毎月） ・食事会（2ヶ月毎） ・オンライン交流会（1ヶ月2回） ・個別部会の設置（IPO相談室／資金調達相談室／新規事業立ち上げ相談室等） ・アスティーダロゴの使用（HP、名刺等） ・アスティーダロゴ入りデジタル名刺贈呈（入会金特典5枚） ・エグゼクティブサロンへの無料招待
プレミアムプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンダードプラン特典 ・企業間のマッチング機会の提供（年間24件のアポイントサポート保証） ・アスティーダサロン各種イベントへの優先参加 ・アスティーダサロン内での勉強会の開催権利 ・エグゼクティブサロンへの無料招待
エグゼクティブプラン （上場企業限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・定例交流会（2ヶ月毎） ・エグゼクティブサロンへの無料招待

（注）上記は主な内容であり、各種特典やサービス等の提供を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合又 は被所 有割合	関係内容
(連結子会社) 九州アスティーダ株式会社	福岡県 大野城市	11,000	スポーツ関連事業	97.7%	当社の代表取締役 1名が、当該子会 社の取締役を兼任 しております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
スポーツ関連事業	6 [2]
飲食事業	6 [32]
アスティーダサロン事業	2 [—]
全社 (共通)	2 [1]
合計	16 [35]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[]内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
15 [35]	32.0	2.5	3,817

セグメントの名称	従業員数 (名)
スポーツ関連事業	5 [2]
飲食事業	6 [32]
アスティーダサロン事業	2 [—]
全社 (共通)	2 [1]
合計	15 [35]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[]内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかに回復傾向にあります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高、人手不足による人件費の増加が続くなど依然として不透明な状況であります。飲食業界全体もこのような経済環境を反映し、原価、人件費等の経費が増加するなど、外部環境は依然として厳しい状態にあります。

当社はこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。当社グループの業績におきましては、当連結会計年度の売上高は589,144千円（前連結会計年度比+1.7%）、営業損失は86,843千円（前期は営業損失95,815千円）、経常損失は89,690千円（前期は経常損失94,531千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は90,669千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失95,660千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ2023-2024シーズンにおいて、琉球アスティーダは惜しくも2年連続のTリーグ優勝を逃しました。8月に開幕しましたTリーグ2024-2025シーズンにおいては、琉球アスティーダは2025年1月末時点でし烈な首位争いをしております。パリ五輪の開催等で卓球及びTリーグの認知度も向上する中で、スポンサーやファンの関心の高まりもありましたが、売上高は179,291千円（前期比△40.1%）、セグメント損失は116,863千円（前期はセグメント損失19,884千円）となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、直営が5店舗、フランチャイズが4店舗を運営しております。経済活動は徐々に回復傾向にある中、原材料費や人件費の高騰もあり、売上高は165,963千円（前期比△13.9%）、セグメント損失は27,719千円（前期はセグメント損失8,976千円）となりました。

(アスティーダサロン事業)

2023年5月より運営を開始しているアスティーダサロンの運営は2024年度に会員数が326社となった結果、売上高は243,889千円（前期比+180.5%）、セグメント利益は169,784千円（前期比+197.4%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前期末に比べ46,187千円減少し、57,237千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は13,485千円（前期は62,685千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失89,690千円を計上したほか、売掛金及び契約資産の減少額43,587千円、契約負債の増加額48,104千円があった一方で、仕入債務の減少額12,594千円、未払金の減少額40,430千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は350千円（前期は7,610千円の収入）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出350千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は32,352千円（前期は29,452千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出29,352千円、社債の償還による支出3,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	前年同期比 (%)
スポーツ関連事業	2,161	56.2
飲食事業	74,328	98.3
アスティーダサロン事業	—	—
合計	76,489	96.2

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	前年同期比 (%)
スポーツ関連事業	179,291	59.9
飲食事業	165,963	86.1
アスティーダサロン事業	243,889	280.5
合計	589,144	101.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が 100 分の 10 以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針について

当社グループは、沖縄県及び福岡県においてプロ卓球チームの運営と、飲食店を5店舗（直営店）展開しております。

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグに参戦する「琉球アスティーダ」「九州アスティーダ」を世界で誰もが知るクラブチームに育て、スポーツビジネスの新たなモデルの構築を目指しています。スポンサー企業様にご賛同をいただきながら、地域の方々にファンクラブへ加入していただき、地域と一体となったチーム作りを目指しております。また、YouTubeチャンネルやブロックチェーン技術を利用した「クラブトークン」の発行など、卓球業界で初めての試みにも積極的に取り組み、知名度向上・ブランド構築を行なっているほか、アスティーダチームグッズの販売も行っております。

飲食事業につきましては、「肉バル業態」の飲食店の運営を行っており、琉球アスティーダの情報を得られる場として機能することなど、スポーツ関連事業とのシナジー効果を創出しております。また、飲食に関わる様々なイベントにも積極的に出店しており、沖縄における「肉バル業態」としての地位を確立しております。

アスティーダサロン事業につきましては、2023年5月より、経営者同士の繋がる出会いと学びの場を提供する会員制経営者コミュニティサロンの運営を行っており、2024年12月末時点の会員数は326社となっております。

当社グループは社員の平均年齢が低く、飲食事業においては、若くから店長として任せる環境を与え、スピードを大事にした経営方針を掲げております。

以上のように、当社グループは明確なビジョンのもとに、日本のスポーツビジネスで新しい取り組みを行いながら、地域に長く愛される企業となるよう着実に歩みを進めてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループの経営理念を実現していくため、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

1. 人材の確保及び人材育成について

スポーツ関連事業でのスポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、アスティーダサロン会員向けの顧客サービス、さらには飲食店舗の運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

2. 事業の展開について

安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービス提供と店舗展開の見直しが重要な課題であると考えております。

また、アスティーダサロン事業におきましては、毎月の勉強会及び会員同士の交流会の開催など、参加メンバーの事業成長を支援する様々な施策を充実させることで、会員数の増大を図ってまいります。

3. 事業資金の確保について

新型コロナウイルスの影響拡大時に事業資金を確保するために、金融機関からの借入金による調達を行っておりますが、今後につきましては、営業キャッシュ・フローの獲得により借入金の返済を進めるとともに、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度に営業損失 95,815 千円、経常損失 94,531 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 95,660 千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス 62,685 千円を計上しました。当連結会計年度においても営業損失 86,843 千円、経常損失 89,690 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 90,669 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 13,485 千円の支出となりました。その結果、当連結会計年度末において 328,781 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2023 年 5 月より新規事業として経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援するスポーツを軸とした会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っており、その結果、当連結会計年度末日時点における有料会員数は 326 社となり、営業損失の縮小に寄与していますが、当事業におけるサービスをさらに拡充させ、会員数の増加と顧客満足度の向上を図ることにより、経営基盤を強固にしております。

さらに、アスティーダサロン事業の運営による営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善に伴い、琉球アスティーダ、九州アスティーダ両チーム運営の投資余力を生み出し、ビジネス上の相乗効果を図ることで、スポンサーやファンの基盤もより強固なものにしております。

また、財務面においても 2025 年 2 月以降、順次第三者割当増資の方法により新株の募集を行い投資余力の拡大を図っており、既に 2 月は 20,000 千円、3 月は 22,000 千円の増資が実行されております。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、アスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、また、将来の増資も実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(2) 卓球業界の動向について

当社グループの基幹事業である卓球業界は、日本のトップ選手が世界ランキングの上位にいることや、若いトッププレーヤーが多くいることからジュニア世代の育成が盛んに行われております。しかしながら、今後の国際大会等における日本選手の成績状況や卓球及びそのスポーツ市場の浮き沈みにより競技人口が増減した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スポンサーへの依存について

当社グループは、スポーツ関連事業の売上の約 78.5%をプロ卓球チームのスポンサー収入に依存しております。当社は設立から 7 年と企業としての歴史が浅いことから、毎シーズン継続してスポンサーになっていただける企業が少ない状況にあります。今後も新規及び継続したスポンサー企業を獲得できるよう、広告宣伝やチームの価値を向上させる施策を行っておりますが、スポンサー企業の経営方針の変更や業績の悪化等によりスポンサー収入が大きく変動する可能性があります。また、新規スポンサー企業の獲得ができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) スポーツ関連事業の業績の季節変動について

当社グループが行うスポーツ関連事業の売上の約78.5%をスポンサー収入が占めております。スポンサーの獲得は、チームのメディア露出が高まるリーグ開催時期（通常は9月～翌年3月）のうち、特にスポンサー期間を長く取れる開催時期の後半に集中する傾向があります。そのため、当社グループの売上及び営業利益は、リーグ開催時期である下半期に増加する傾向があります。

(5) アスティーダサロンの動向について

当社グループは、2023年5月にアスティーダサロン事業の運営を開始しており、運営開始から1年7か月と事業としての歴史が浅く、想定している会員数に向けて獲得を進めている状況にあります。今後も新規会員の獲得及び継続会員を獲得できるよう、事業価値を向上させる施策を行ってまいります。会員企業の経営方針の変更や業績の悪化等により会費収入が大きく変動する可能性があります。また、新規会員企業の獲得及び既存会員の継続ができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) Tリーグ配分金について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しており、一般社団法人Tリーグが得た収益（放映権やスポンサー収入等）のうち一部を配分金として頂いております。Tリーグ配分金の内容については、現在のところ毎シーズンごとに変更となっており、配分金の内容が変更されることにより配分金収入が大きく変動する可能性があります。また、Tリーグの収支状況が悪化した場合には、配分金の減額により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) Tリーグ脱退について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しております。「5 【経営上の重要な契約等】」に記載の通り、一般社団法人Tリーグとの契約を締結しており、一般社団法人Tリーグが定めた「Tリーグ規約」に則ってチーム運営を行っております。当社グループは今後も「Tリーグ」に所属した上でスポーツ関連事業を行っていく予定でございますが、何らかの理由でTリーグからチームが脱退した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 卓球プロリーグの順位と所属選手の獲得について

当社グループにて運営を行っている卓球チームは、卓球プロリーグである「Tリーグ」に所属しており、リーグ優勝を目標にチーム運営を行っております。また、海外で実績を積んだ世界ランキング上位の海外選手と日本の若手有望選手を所属させる方針であります。しかしながら、成績が下位になってしまった場合や有望な選手の獲得がかなわなかった場合には、スポンサー収入の減少やTリーグ配分金の減少などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存に関するリスクについて

当社グループの経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、創業者である代表取締役・早川周作が、重要な役割を果たしております。また当社グループは、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務遂行が困難となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 店舗展開に関するリスクについて（飲食事業）

当社グループは、沖縄県内を中心に、直営店5店舗及びフランチャイズ4店舗の店舗運営を行っております。今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、沖縄県以外の地域も視野に入れ、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。しかしながら、当社グループの出店条件に合致する物件が見つ

からなかった場合や、工事や人員確保等の遅れによりオープンが遅延した場合には、出店を見合わせることもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 飲食事業の食材調達、価格高騰のリスクについて

当社グループは、店舗で使用する食材について食材卸業者を通じて、また、飲料については主に飲料専門の卸業者を通じて調達しております。これにより、信頼できる産地や生産者から、安定した品質の食材等を調達することができます。さらに、天候や市況の影響による食材価格の変動もある程度吸収することができます。しかしながら、仕入業者がなんらかの理由により、食材や飲料を調達できなくなった場合、または食材価格の大幅な変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 施設運営の事故等について

当社グループでは、卓球教室の施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際して重大な事故等が発生した場合には、所管する自治体等からの事業停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材の確保及び育成について

当社グループは、プロ卓球チームの運営、卓球スクールの運営、飲食店の運営、コミュニティサロンの運営など業種が多岐にわたります。そのため、当社グループの理念に共感していただける優秀な人材の確保と育成を積極的に行っていくことは、当社グループにとって重要な要素だと考えております。また、人材の確保にあたっては、新規採用だけでなく、中途採用やパート・アルバイトからの社員登用を含め、門戸を広く積極的に獲得を進めてまいります。しかしながら、人材の確保及び育成が順調に進まない場合には、各事業のサービスの品質の担保が計画どおりできず、プロ卓球チームの成績低下やスポンサー収入の減少、飲食店の収益悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 商標権について

当社グループは商標権を企業価値向上のための重要なものとして位置づけ、可能な限り商標を取得することを基本方針としております。しかしながら、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合、第三者から当社グループの商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性があります。仮にこれらの請求が認められた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 個人情報の保護について

当社グループは、プロ卓球チームのファンクラブ及び卓球スクールにおいては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取り扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループの事業に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 社歴が浅いことのリスクについて

当社は、2018年2月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(18) 配当政策に関するリスクについて

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、発行者情報公表日現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(19) 法規制について

① 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、当社グループにおける信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年3月1日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社グループ株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、債務超過の状況にありますが、上記（1）に記載した通り、当該状況の解消に努めております。

(J-Adviser 契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却し

えなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若

しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等。
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等。
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議。（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日。）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上

場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合
で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取り扱い

甲が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入。

（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。

その概要は以下の通りです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

(注) Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

(Tリーグ規約)

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第2項	Tリーグチーム運営法人はTリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第4項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、Tリーグ及Tリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のTリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	第18条4項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法第166条1項に該当する重要事実に関してTリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。Tリーグは、金融商品取引法第166条、第167条の2その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規程第12条(2)の運用・解釈についても、第18条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第1項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条(3)の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第2項	Tリーグチーム運営法人は、当該Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条(3)の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。

	経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるTリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	
第19条第7項	本条第1項から第4項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規程第12条（3）の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Tリーグ規約）〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第20条（Tリーグチームの健全経営）第1項に違反した場合	制裁規程第12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第3項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （3）同第21条（Tリーグチームの株主）第2項から第6項までのいずれかに違反した場合	制裁規程第12条（3）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第21条の上記運用・解釈に応じる。

2. 当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約書」を締結しております。

フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当連結会計年度末において4社と契約しております。

契約期間	5年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えるとともに、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当期末のフランチャイジーの契約社数は4社であります。フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要としま

す。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における、資産、負債及純資産の状況は、次の通りであります。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、139,706千円となり、前期末に比べ120,879千円減少しました。これは、現金及び預金が46,187千円、売掛金及び契約資産が47,680千円減少したことによります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、20,332千円となり、前期末に比べ5,240千円減少しました。これは主に長期前払費用が3,971千円減少したことによります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、349,210千円となり、前期末に比べ6,098千円減少しました。これは主に、契約負債が48,104千円増加した一方、買掛金が12,594千円、未払金が40,430千円減少したことによります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、139,609千円となり前期末に比べ29,352千円減少しました。これは長期借入金が29,352千円減少したことによります。

(純資産)

当連結会計年度の純資産は△328,781千円となり、前期末に比べ90,669千円減少しました。これは親会社に帰属する当期純損失を計上したことによります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 当期の経営成績の概況」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの概況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

重要性がないため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当連結会計年度末現在発行数(株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,661,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,661,700	-	-

(注) 「公表日現在発行数」には、2025年3月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

第1回新株予約権 (2019年3月29日定時株主総会決議)

区 分	当連結会計年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	33,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当連結会計年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数(個)	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当

社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当連結会計年度末現在 (2024 年 12 月 31 日)	公表日の前月末現在 (2025 年 2 月 28 日)
新株予約権の数 (個)	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	18,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	492 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020 年 1 月 31 日から 2030 年 1 月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当連結会計年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月16日(注)1	127,200	1,619,700	57,240	175,490	57,240	137,990

- (注) 1. 有償第三者割当増資 発行価格 900円 資本組入額 450円 主な割当先 個人6名 法人6社
 2. 2025年2月28日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式数が20,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,000千円増加しております。
 3. 2025年3月28日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式数が22,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11,000千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	19	1	—	179	199	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,729	90	—	14,378	16,197	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	10.67	0.56	—	88.77	100	—

(7) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	53.33
佐野 健一	東京都新宿区	85,600	5.28
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦2丁目8-24 オフィスオオモリ8階	60,000	3.70
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	2.77
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑2丁目3-1 WHITE CUBE 1 F	30,000	1.85
荒生 智啓	東京都渋谷区	27,000	1.66
内藤 忍	東京都港区	27,000	1.66
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.66
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.66
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.66
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山2丁目2-15 ウイン青山1214	27,000	1.66
計		1,246,500	76.95

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,619,700	16,197	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,619,700	—	—
総株主の議決権	—	16,197	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 社外協力者 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権

決議年月日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第3回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
決議年月日	2020年1月30日
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【株式の種類等】

該当事項はありません。

(2) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(4) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(5) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当連結会計年度につきましては、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資資金として活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

【最近3年間の年度別最高・最低株価】

当社株式は2021年3月30日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 最近3年間の売買実績はありません。

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 最近6月間の売買実績はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長 兼 社長	早川 周作	1976年 12月17日	2003年2月 2004年2月 2011年12月 羽田孜元総理大臣秘書 日本リーディング総合法務事務所所長 SHGホールディングス株式会社 代表取締役 2018年2月 2021年4月 当社代表取締役 九州アスティダ株式会社取締役 (現任) 2023年1月 2023年8月 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	(注) 4	(注) 3	863,900
取締役	スポーツ関連 事業 本部長 飲食事業 本部長	照屋 成次	1979年 5月16日	2000年6月 2002年5月 2010年5月 2020年7月 2022年12月 2023年4月 2024年7月 有限会社イマジン・プランニング入社 株式会社モブ・ブックス・アソシエ イツ代表取締役 株式会社琉球インタラクティブ取締役 当社執行役員 当社取締役 当社取締役スポーツ関連事業本部長 当社取締役スポーツ関連事業本部長・ 飲食事業本部長 (現任)	(注) 4	(注) 3	—
取締役	CFO 管理 本部長	田野口 浩太	1981年 3月7日	2006年12月 2007年7月 2010年7月 2021年10月 2023年2月 2023年3月 2023年8月 みずほ監査法人入所 新日本監査法人 (現 EY 新日本有限責任 監査法人) 入所 公認会計士登録 AOS データ株式会社入社 当社経理財務本部長 CFO 当社取締役 CFO 当社取締役 CFO 管理本部長 (現任)	(注) 4	(注) 3	—
取締役	—	東 俊介	1975年 9月16日	1998年4月 2016年12月 2018年2月 2019年4月 2019年10月 2022年6月 2023年4月 大崎電気工業株式会社入社 株式会社藤商取締役 当社 社外取締役 (現任) 株式会社アーシャルデザイン Innovation 事業部事業責任者 (現任) 当たるんですマーケティング株式会社 取締役 株式会社 MAGNET (旧当たるんですマ ーケティング株式会社) 取締役 (現任) 株式会社北國銀行 ハンドボール部監督 (現任)	(注) 4	(注) 3	9,000
取締役	—	上原 仁	1974年 11月15日	1998年4月 2001年11月 2004年4月 2006年6月 2016年11月 2018年4月 2020年4月 2020年11月 2021年9月 2023年1月 2024年4月 2024年4月 日本電信電話株式会社入社 NTT ブロードバンドイニシアティブ株式 会社へ転籍 NTT レゾナント株式会社へ転籍 株式会社マイ ネット代表取締役社長 株式会社 C&M ゲームス (現株式会社マ イ ネットゲームス) 代表取締役社長 株式会社マイ ネット・ストラテジック パートナーズ代表取締役社長 (現任) 琉球フットボールクラブ株式会社社外 監査役 株式会社マイ ネット琉球代表取締役社 長 当社 社外取締役 (現任) 株式会社マイ ネット取締役会長 CoalisInc. ジェネラルパートナー (現 任) 国立大学法人神戸大学客員教授 (現 任)	(注) 4	(注) 3	5,000

取締役	—	川名 廣季	1980年 10月4日	1999年6月 2006年6月 2008年6月 2014年6月 2017年7月 2023年3月	株式会社ピーアップ入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役副社長 株式会社 JoB-up 代表取締役 (現任) 当社 社外取締役 (現任)	(注) 4	(注) 3	—	
監査役	—	兒玉 竜幸	1985年 5月27日	2018年8月 2022年3月 2025年3月	司法試験 合格 弁護士法人琉球法律事務所 (現弁護士法人琉球スフィア スフィア法律事務所) (現任) 当社常勤監査役 (現任)	(注) 5	(注) 3	—	
監査役	—	山下 翔一	1983年 12月18日	2014年4月 2017年4月 2018年10月 2019年2月 2019年4月 2019年11月 2019年12月 2020年8月 2021年12月 2022年11月 2022年12月 2023年4月 2023年6月 2024年2月	株式会社ベライチ取締役会長 一般財団法人カブジチコンソーシアム代 表理事 (現任) 株式会社サガブリンティング取締役 (現 任) 一般財団法人全世界シンクロ・アート財 団理事 (現任) 環境省主導国家プロジェクト「地域循環 共生圏」参画 (現任) クラファン株式会社社外取締役 (現任) 一般社団法人おうえんフェス理事・会長 (現任) ごちつぶ株式会社取締役会長 (現任) 当社 社外監査役 (現任) 株式会社 TRAYD INNOVATION 社外取締役 (現任) 株式会社日本情報セキュリティ代表取締 役 (現任) 株式会社 NINJA SYSTEM 取締役 (現任) NEO ASIA JAPAN 株式会社取締役・球団 GM (現任) 推し旅株式会社取締役 (現任)	(注) 5	(注) 3	—	
監査役	—	中村 直樹	1974年 4月22日	2002年11月 2007年1月 2007年3月 2012年8月 2016年7月 2020年2月 2023年3月	中央青山監査法人入所 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監 査法人) 入所 公認会計士登録 RSM 清和監査法人入所 同法人パートナー (現任) IPO 支援室最高責任者 (現任) 当社 社外監査役 (現任)	(注) 6	(注) 3	3,400	
計									881,300

- (注) 1. 取締役 東俊介、上原仁、川名廣季は、社外取締役であります。
2. 監査役 山下翔一、中村直樹は、社外監査役であります。
3. 2024年12月期における役員報酬の総額は36,360千円を支給しております。
4. 取締役の任期は、2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 兒玉竜幸、山下翔一の任期は、2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から2028年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 監査役 中村直樹の任期は、2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 幸家秀男は2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

①取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。東俊介氏を社外取締役としてスポーツ界から招聘し、スポーツビジネスに関してより広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。上原仁氏を社外取締役として招聘し、長年にわたる経営者としての豊富な知見をもとに、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与されています。川名廣季氏を社外取締役として招聘し、経営における豊富な知見をもとに、中長期的な企業価値向上に貢献していただいています。

②監査役会

2022年3月31日開催の「第4期定時株主総会」にて、監査役会の設置が決議されました。これにより、監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成し、定例監査役会を月1回開催しております。監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告書作成の協議、監査法人との対話等を行うとともに、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能させております。監査役としては、現行どおり取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べてまいります。なお、非常勤監査役2名は、いずれも社外監査役であります。

③内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

④会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人 FRIQ と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

2024年12月期において監査を執行した公認会計士は石川浩平氏、笠原寿敦氏であり、いずれも継続監査年数は7年未満のため記載を省略しております。また当該監査業務にかかる補助者は13名（公認会計士8名、その他5名）であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

⑤内部統制システムの整備の状況について

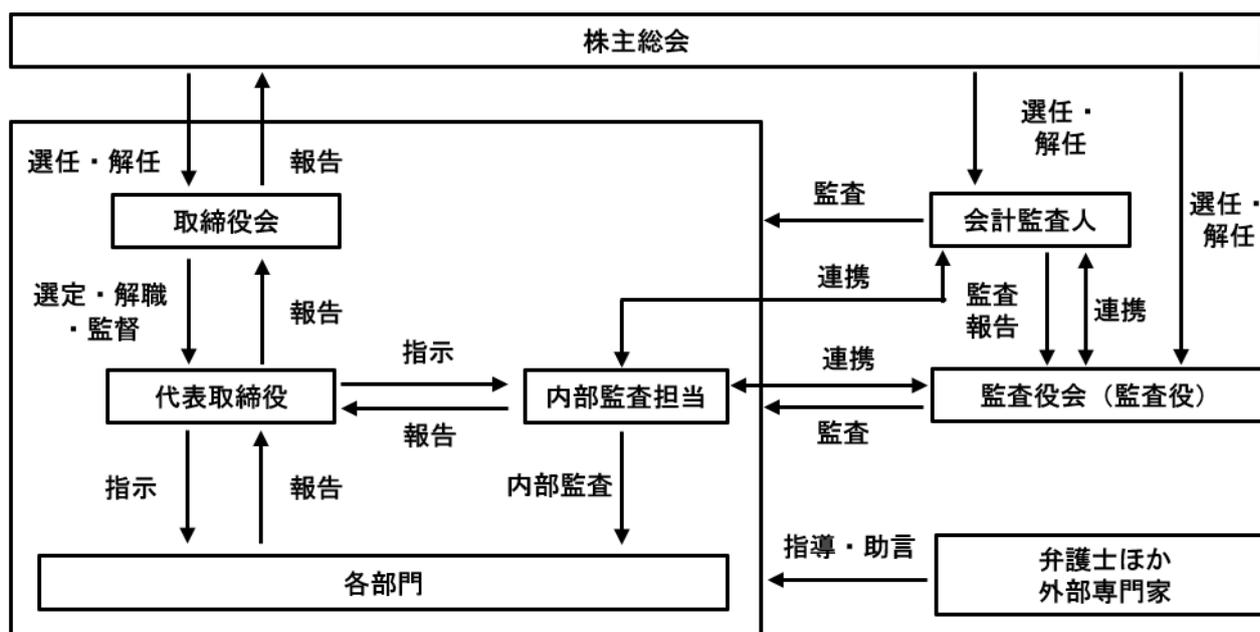
当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2019年10月15日開催の取締役会にて、規程を定める決議を行っており、現在その規程の運用を行っております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

⑥社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役が3名、社外監査役が2名選任されております。選任に際しては、客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで選任を行なっております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りです。



2. リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理規程」を制定し、リスク管理部門として、管理部がリスク管理活動を統括しております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会及び監査役会で決定しております。報酬額の明細（従業員分は除く）は次の通りであります。

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	31,560 (3,600)	31,560 (3,600)	—	—	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	4,800 (3,000)	4,800 (3,000)	—	—	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	36,360 (6,600)	36,360 (6,600)	—	—	10名 (5名)

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は12名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

6. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

10. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

1. 【監査法人に対する報酬の内容】

(単位：千円)

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
発行者	11,000	—
連結子会社	—	—
計	11,000	—

2. 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

3. 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

4. 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人FRIQによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

1. 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)		当連結会計年度 (2024年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		103,424		57,237
売掛金及び契約資産	※1	94,206	※1	46,526
棚卸資産	※2	1,877	※2	1,872
未収入金		27,537		—
前払費用		37,066		35,121
その他		1,571		1,689
貸倒引当金		△5,098		△2,739
流動資産合計		260,585		139,706
固定資産				
有形固定資産	※3	1,044	※3	0
投資その他の資産				
投資有価証券		10,023		10,023
長期前払費用		8,103		4,132
長期未収入金		8,089		12,182
その他		6,401		6,176
貸倒引当金		△8,089		△12,182
投資その他の資産合計		24,528		20,332
固定資産合計		25,572		20,332
資産合計		286,158		160,038

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,992	60,397
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	29,352	29,352
1年内償還予定の社債	3,000	—
未払金	81,913	41,482
未払法人税等	2,461	2,193
未払消費税等	9,104	11,126
契約負債	114,227	162,331
その他	12,258	12,325
流動負債合計	355,309	349,210
固定負債		
長期借入金	168,961	139,609
固定負債合計	168,961	139,609
負債合計	524,270	488,819
純資産の部		
株主資本		
資本金	175,490	175,490
資本剰余金	136,547	136,547
利益剰余金	△550,549	△641,218
株主資本合計	△238,512	△329,181
新株予約権	400	400
純資産合計	△238,112	△328,781
負債純資産合計	286,158	160,038

2. 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)		当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	
売上高	※1	579,196	※1	589,144
売上原価		331,089		323,886
売上総利益		248,107		265,257
販売費及び一般管理費	※2	343,922	※2	352,101
営業損失(△)		△95,815		△86,843
営業外収益				
受取利息		301		5
利子補給金		1,048		205
その他		4,336		543
営業外収益合計		5,686		754
営業外費用				
支払利息		3,700		3,544
その他		703		57
営業外費用合計		4,403		3,601
経常損失(△)		△94,531		△89,690
特別利益				
固定資産売却益	※3	2,500		—
関係会社株式売却益		1,397		—
特別利益合計		3,897		—
特別損失				
減損損失	※4	1,394		—
固定資産売却損	※5	665		—
特別損失合計		2,059		—
税金等調整前当期純損失(△)		△92,693		△89,690
法人税、住民税及び事業税		3,283		978
法人税等調整額		—		—
法人税等合計		3,283		978
当期純損失(△)		△95,976		△90,669
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△316		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△95,660		△90,669

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
当期純損失(△)	△95,976	△90,669
包括利益	△95,976	△90,669
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△95,660	△90,669
非支配株主に係る包括利益	△316	—

3. 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	175,490	136,547	△454,892	△142,855
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△95,660	△95,660
連結範囲の変更による増減			3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△95,656	△95,656
当期末残高	175,490	136,547	△550,549	△238,512

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	400	398	△142,057
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△95,660
連結範囲の変更による増減			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△398	△398
当期変動額合計	—	△398	△96,055
当期末残高	400	—	△238,112

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	175,490	136,547	△550,549	△238,512
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△90,669	△90,669
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△90,669	△90,669
当期末残高	175,490	136,547	△641,218	△329,181

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	400	—	△238,112
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△90,669
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	△90,669
当期末残高	400	—	△328,781

4. 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失(△)	△92,693	△89,690
減価償却費	513	1,394
減損損失	1,394	—
固定資産売却益	△2,500	—
固定資産売却損	665	—
関係会社株式売却益	△1,397	—
長期前払費用償却額	4,371	3,971
貸倒引当金の増減額(△は減少)	8,152	1,734
受取利息及び受取配当金	△301	△5
支払利息	3,700	3,544
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△29,947	43,587
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,816	5
前払費用の増減額(△は増加)	14,298	1,945
仕入債務の増減額(△は減少)	11,205	△12,594
未払金の増減額(△は減少)	30,973	△40,430
契約負債の増減額(△は減少)	6,821	48,104
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,507	2,022
その他	△20,507	27,812
小計	△55,928	△8,600
利息及び配当金の受取額	401	5
利息の支払額	△3,645	△3,643
法人税等の支払額	△3,512	△1,246
営業活動によるキャッシュ・フロー	△62,685	△13,485
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,942	△350
有形固定資産の売却による収入	3,390	—
有価証券の償還による収入	5,000	—
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,256	—
敷金の返還による収入	2,904	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,610	△350
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△27,452	△29,352
社債の償還による支出	△2,000	△3,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,452	△32,352
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△84,527	△46,187
現金及び現金同等物の期首残高	187,951	103,424
現金及び現金同等物の期末残高	※ 103,424	※ 57,237

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度に営業損失 95,815 千円、経常損失 94,531 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 95,660 千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス 62,685 千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失 86,843 千円、経常損失 89,690 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 90,669 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 13,485 千円の支出となりました。その結果、当連結会計年度末において 328,781 千円の債務超過となりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2023 年 5 月より新規事業として経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援するスポーツを軸とした会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っており、その結果、当連結会計年度末日時点における有料会員数は 326 社となり、営業損失の縮小に寄与していますが、当事業におけるサービスをさらに拡充させ、会員数の増加と顧客満足度の向上を図ることにより、経営基盤を強固にしております。

さらに、アスティーダサロン事業の運営による営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善に伴い、琉球アスティーダ、九州アスティーダ両チーム運営の投資余力を生み出し、ビジネス上の相乗効果を図ることで、スポンサーやファンの基盤もより強固なものにしております。

また、財務面においても 2025 年 2 月以降、順次第三者割当増資の方法により新株の募集を行い投資余力の拡大を図っており、既に 2 月は 20,000 千円、3 月は 22,000 千円の増資が実行されております。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、アスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、また、将来の増資も実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

1. 連結子会社の数

1 社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました AMG 株式会社につきましては、清算したため連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の名称

九州アスティーダ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として、定率法を採用しております。

② 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。また、アスティーダエグゼクティブサロン等のイベントの開催等により生じる収益に関しては、一時点で収益を計上しております。なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」「その他」に含めておりました「長期未収入金」、及び「流動負債」「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することにしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の

「その他」14,490千円は、「長期未収入金」8,089千円、「その他」6,401千円に、「流動負債」の「その他」21,362千円は、「未払消費税等」9,104千円、「その他」12,258千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 棚卸資産の内訳は次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
商品	655	601
原材料	1,222	1,271

※3 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,493	2,872

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	49,010	43,560
給料手当	60,042	70,571
雑給	34,588	38,485
広告宣伝費	26,683	23,083
地代家賃	29,850	25,644

※3 固定資産売却益の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置	2,500	—

※4 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 減損損失を認識した資産グループの概要

（単位：千円）

主な場所	主な用途	主な種類	金額
沖縄県那覇市	飲食店舗 他	機械装置、工具器具備品	1,394

当社グループは、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。

2. 減損損失の認識に至った経緯

飲食店舗において、一部発生した遊休資産について一定期間使用や売却が見込めない資産については減損損失を計上しました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

※5 固定資産売却損内訳

固定資産売却損の内訳は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）	（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）
工具器具備品	665	—

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,619,700	—	—	1,619,700
合計	1,619,700	—	—	1,619,700

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
2019 年 第 1 回 スト ック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	33,000	—	—	33,000	—

2019年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	23,000	—	—	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	18,000	—	—	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000	—	—	9,000	72
合計		83,000	—	—	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,619,700	—	—	1,619,700
合計	1,619,700	—	—	1,619,700

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
2019年第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000	—	—	33,000	—
2019年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	23,000	—	—	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	18,000	—	—	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000	—	—	9,000	72
合計		83,000	—	—	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	103,424	57,237
現金及び現金同等物	103,424	57,237

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等の他、銀行等金融機関からの借入による資金の調達をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で11年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 ※1	198,313	212,011	13,698
負債計	198,313	212,011	13,698

※1. 1年内返済予定額を含んでおります。

※2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 (2023年12月31日)
その他有価証券 非上場株式	10,023

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 ※1	168,961	162,891	△6,069
負債計	168,961	162,891	△6,069

※1. 1年内返済予定額を含んでおります。

※2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 (2024年12月31日)
その他有価証券 非上場株式	10,023

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	103,424	—	—	—
売掛金及び契約資産	94,206	—	—	—
未収入金	27,537	—	—	—
合計	225,168	—	—	—

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	57,237	—	—	—
売掛金及び契約資産	46,526	—	—	—
合計	103,763	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
社債	3,000	—	—	—	—	—
長期借入金	29,352	29,352	29,352	26,330	23,745	60,182
合計	62,352	29,352	29,352	26,330	23,745	60,182

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	29,352	29,352	26,330	23,745	20,460	39,722
合計	59,352	29,352	26,330	23,745	20,460	39,722

(注) 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	212,011	-	212,011
負債計	-	212,011	-	212,011

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	162,891	-	162,891
負債計	-	162,891	-	162,891

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 社外協力者 6名	社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 23,000株
付与日	2019年4月26日	2019年12月20日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月27日～2029年3月28日	2019年12月20日～2029年12月19日

	2020年第3回新株予約権	2020年第4回新株予約権
決議年月日	2020年1月30日	2020年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 18,000株	普通株式 9,000株
付与日	2020年1月30日	2020年1月30日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という)の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月31日～2030年1月30日	2020年1月31日～2030年1月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (注)	第2回新株予約権 (注)	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日	2020年1月30日	2020年1月30日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	33,000	23,000	18,000	9,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	33,000	23,000	18,000	9,000

(注) 株式数については、2019年4月25日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2019年11月22日付の株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日	2020年1月30日	2020年1月30日
権利行使価格(円)	334(注)	492(注)	492	492
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-

(注) 権利行使価格については、2019年4月25日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2019年11月22日付の株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において、新たなストック・オプションの付与はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	149,186	179,248
貸倒引当金	3,945	4,581
減損損失	3,424	829
店舗閉鎖損失	2,865	317
減価償却超過額	—	305
研究開発費	2,019	1,122
未払事業税	346	394
その他	—	60
繰延税金資産小計	161,788	186,860
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△149,186	△179,248
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,601	△7,611
評価性引当額小計	△161,788	△186,680
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産純額	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	149,186	149,186
評価性引当額	—	—	—	—	—	△149,186	△149,186
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	7,483	171,765	179,248
評価性引当額	—	—	—	—	△7,483	△171,765	△179,248
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) (4) 会計方針に関する事項 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	50,542
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	79,956
契約資産（期首残高）(※1)	17,641
契約資産（期末残高）(※1)	14,250
契約負債（期首残高）(※2)	107,405
契約負債（期末残高）(※2)	114,227

(※1) 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

(※2) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、前連結会計年度より契約負債として、独立表示しております。

なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。前連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は 107,405 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	79,956
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	34,234
契約資産（期首残高）（※1）	14,250
契約資産（期末残高）（※1）	12,291
契約負債（期首残高）（※2）	114,227
契約負債（期末残高）（※2）	162,331

（※1）契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

（※2）契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、前連結会計年度より契約負債として、独立表示しております。

なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は 114,227 千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」に加え、前連結会計年度より運営を開始した「アスティーダサロン事業」を加えた 3 つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの会費収入

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティ ーダサロ ン事業	計			
売上高							
一時点で移転される 財又はサービス	74,138	192,175	30,119	296,433	—	—	296,433
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	225,324	600	56,838	282,763	—	—	282,763
顧客との契約から 生じる収益	299,463	192,775	86,958	579,196	—	—	579,196
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	299,463	192,775	86,958	579,196	—	—	579,196
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	299,463	192,775	86,958	579,196	—	—	579,196
セグメント利益又はセ グメント損失 (△)	△19,884	△8,976	57,095	28,234	△1,225	△122,824	△95,815
セグメント資産	115,423	27,964	39,221	182,609	2,681	100,867	286,158
その他の項目							
減価償却費	102	411	—	—	—	—	513
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	—	4,942	—	—	—	—	4,942

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント損失の調整額△122,824千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額100,867千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アステ ーダサロ ン事業	計			
売上高							
一時点で移転される 財又はサービス	29,435	164,562	41,026	235,024	—	—	235,024
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	149,856	1,400	202,863	354,119	—	—	354,119
顧客との契約から 生じる収益	179,291	165,963	243,889	589,144	—	—	589,144
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	179,291	165,963	243,889	589,144	—	—	589,144
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	179,291	165,963	243,889	589,144	—	—	589,144
セグメント利益又はセ グメント損失(△)	△116,863	△27,719	169,784	25,201	—	△112,045	△86,843
セグメント資産	64,620	22,296	18,084	105,001	—	55,036	160,038
その他の項目							
減価償却費	—	1,394	—	—	—	—	1,394
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	—	350	—	—	—	—	350

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額△112,045千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額50,036千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品・サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 製品・サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 合計	全社・ 消去	合計
	スポーツ関連 事業	飲食事業	アスティーダサ ロン事業			
減損損失	—	1,394	—	1,394	—	1,394

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 （%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	当社 代表取締役	被所有 直接 53.33	債務被保証	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保証 証（注）	12,920	—	—

(注) 当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務保証を受けている物件について、当連結会計年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	当社代表取締役	被所有 直接 53.33	債務被保証	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注）	13,829	—	—

（注）当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務保証を受けている物件について、当連結会計年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

（1 株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）	当連結会計年度 （自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）
1 株当たり純資産額	△147 円 26 銭	△203 円 24 銭
1 株当たり当期純損失（△）	△59 円 06 銭	△55 円 98 銭

（注）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

1 株当たり当期純損失の算定上の基礎

	前連結会計年度 （自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）	当連結会計年度 （自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△95,660	△90,669
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△95,660	△90,669
普通株式の期中平均株式数（株）	1,619,700	1,619,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、個人株主2名を割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しており、払込期日までに払込が完了しております。

(1)募集方法	第三者割当
(2)発行する株式の種類及び数	普通株式 20,000 株
(3)割当価格	1株につき金 1,000 円
(4)資本組入額	1株につき金 500 円
(5)割当価格の総額	20 百万円
(6)資本組入総額	10 百万円
(7)払込期日	2025年2月28日
(8)割当予定先及び割当株式数	個人株主2名、計 20,000 株
(9)資金使途	スポーツ関連事業部及びアスティーダサロン事業部におけるサービス強化のための人件費及び広告・外注費用
(10)その他	該当無し

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、法人3社を割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。なお、割当予定先法人のうち1社に関しては2025年3月28日に払込がなされたかったため、普通株式 50,000 株が失権いたしました。これ以外の払込は同日に完了しております。()内は払込完了後の数値であります。

(1)募集方法	第三者割当
(2)発行する株式の種類及び数	普通株式 72,000 株 (22,000 株)
(3)割当価格	1株につき金 1,000 円
(4)資本組入額	1株につき金 500 円
(5)割当価格の総額	72 百万円 (22 百万円)
(6)資本組入総額	36 百万円 (11 百万円)
(7)払込期日	2025年3月28日
(8)割当予定先及び割当株式数	法人株主3名、計 72,000 株 (法人株主2名、計 22,000 株)
(9)資金使途	スポーツ関連事業部及びアスティーダサロン事業部におけるサービス強化のための人件費及び広告・外注費用
(10)その他	該当無し

5. 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	2.85	—
1年以内に返済予定の長期借入金	29,352	29,352	1.6	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	168,961	139,609	1.5	2026年～2036年
合計	228,313	198,961	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	29,352	26,330	23,745	20,460

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社グループの公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社グループの公告掲載URLは次の通りです。 https://ryukyusteeda.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月31日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人FRIQ

東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 石川浩平

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 笠原寿敦

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、2024年12月31日現在において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上